

政策評価調書(政策体系図)

所管名：法務省

元年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(31年3月策定)】(注3)		
Ⅰ. 基本法制の維持及び整備		
	1. 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2. 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進 (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
	3. 法務に関する調査研究	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言
	Ⅱ. 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	
	4. 再犯の防止等の推進	(1) 国と地方公共団体が連携した取組の実施
	5. 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	6. 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	7. 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	8. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
	9. 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定
Ⅲ. 国民の権利擁護		
	10. 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	11. 人権の擁護	(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防

2年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(2年4月策定(予定))】(注4)		政策評価調書番号
I．基本法制の維持及び整備		
1. 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	1
2. 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化	2
	(2) 法曹養成制度の充実	3
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	4
	(4) 法教育の推進	5
	(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	6
3. 法務に関する調査研究	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	7
II．法秩序の確立による安全・安心な社会の維持		
4. 再犯の防止等の推進	(1) 国と地方公共団体が連携した取組の実施	8
5. 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使	9
	(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	10
6. 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	11
	(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	12
	(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	13
7. 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等	14
	(2) 医療観察対象者の社会復帰	15
8. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	16
9. 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定	(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定	-
III．国民の権利擁護		
10. 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理	17
	(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	18
	(3) 債権管理回収業の審査監督	19
11. 人権の擁護	(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	20

政策評価調書(政策体系図)

IV. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
12. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	21
V. 出入国の公正な管理	
13. 出入国の公正な管理	
(1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	22
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力	
14. 法務行政における国際化対応・国際協力	
(1) 法務行政の国際化への対応	-
(2) 法務行政における国際協力の推進	23
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
15. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
(1) 法務行政に対する理解の促進	-
(2) 施設の整備	24
(3) 法務行政の情報化	25
(4) 職員の多様性及び能力の確保	-

IV. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
12. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	21
V. 出入国の公正な管理	
13. 出入国の公正な管理	
(1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	22
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力	
14. 法務行政における国際化対応・国際協力	
(1) 法務行政の国際化への対応	-
(2) 法務行政における国際協力の推進	23
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
15. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
(1) 法務行政に対する理解の促進	-
(2) 施設の整備	24
(3) 法務行政の情報化	25
(4) 職員の多様性及び能力の確保	-

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. ☒ 年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 2年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、2年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。